

大飯発電所3、4号機の 工事計画認可申請の補正書の概要

平成29年4月26日

関西電力株式会社

工事計画認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法第43条)に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するものである。

◆平成25年7月8日 「工事計画認可申請書の提出」

- 平成25年7月8日に新規基準が施行されたことに伴い、原子炉設置変更許可申請書、工事計画認可申請書、および保安規定変更認可申請書を提出。
- 工事計画認可では、重大事故に対処するために使用する新設設備について申請。(約40設備)
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動 S_s (700ガル)による評価を行い、その結果を反映。

◆平成25年8月5日 「工事計画認可申請書の追加提出」

- 重大事故に対処するために使用する既設設備および設計基準事故※¹に対処するために使用する設備の工事計画認可申請書を追加提出。(約60設備)
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動 S_s (700ガル)による評価を行い、その結果を反映。

◆平成28年12月1日 「工事計画認可申請の補正書の提出」

- 原子炉設置変更許可申請の補正書※²の内容や審査会合等の結果を反映した設備の詳細設計の見直しを行い、重大事故等に対処するために使用する設備および設計基準事故に対処するために使用する設備について、各設備の詳細設計を追加・修正し、補正申請。(約440設備：既に申請している約100設備を含む)
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動 S_s (856ガル)による評価を行い、その結果を反映。

※¹ 多量の放射性物質が放出するおそれがある安全設計上想定すべき事故。(例: 原子炉冷却系の配管が破損し冷却水が失われる原子炉冷却材喪失事故(LOCA)等)

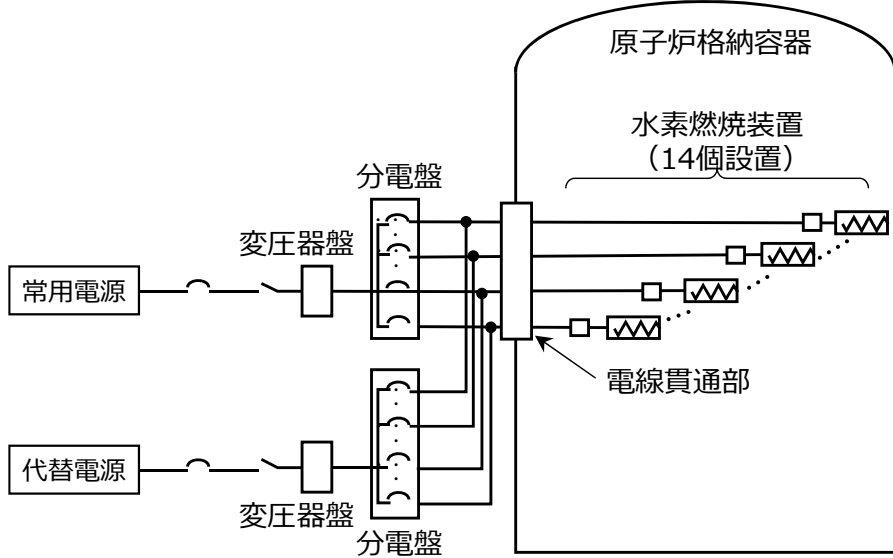
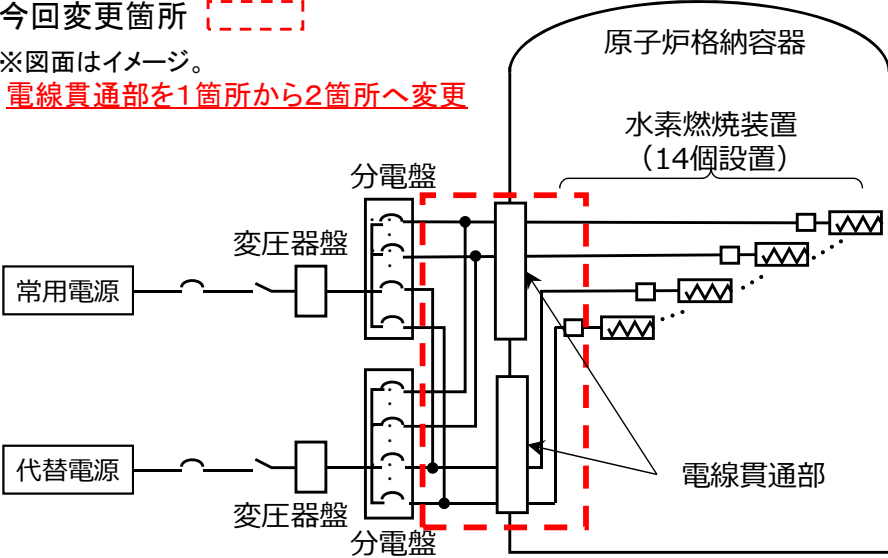
※² 平成28年5月18日、11月18日に原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会へ提出。

◆平成29年4月26日 「工事計画認可申請の補正書の再提出」

- 前回の補正(平成28年12月1日)以降に提出した原子炉設置変更許可申請の補正内容反映。
これまでの審査の中でいただいたご指摘等を踏まえた記載内容の適正化を実施。

大飯発電所3、4号機の工事計画認可申請の補正書の概要について

○前回の補正（平成28年12月1日）以降に提出した原子炉設置変更許可申請の補正書内容の反映例および記載の適正化例

	前回（平成28年12月1日）	今回（平成29年4月26日）
<p>【基本設計方針】</p> <p>・原子炉設置変更許可申請の補正内容反映</p> <p>・記載の適正化</p>	<p>原子炉格納容器水素燃焼装置は、ディーゼル発電機からの給電に加えて、……（途中略）……空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>格納容器スプレイ系については、原子炉格納容器内でのみ生じ、防護すべき設備は耐環境性があることから、…（途中略）…要求される機能を損なうおそれはない。</p>	<p>原子炉格納容器水素燃焼装置は、ディーゼル発電機からの給電に加えて、…（途中略）…<u>原子炉格納容器水素燃焼装置の2系統の電源設備は、それぞれ原子炉周辺建屋の異なる区画に設置することで、互いに位置的分散を図り、独立した設計とする。</u></p> <p>格納容器スプレイ系があるが、<u>格納容器スプレイ系の作動により、発生する溢水</u>については、原子炉格納容器内でのみ生じ、…（途中略）…要求される機能を損なうおそれはない。</p>
<p>【添付資料】</p> <p>・原子炉設置変更許可申請の補正内容反映</p>	 <p>水素燃焼装置(イグナイタ)電源系統構成図</p>	<p>今回変更箇所 []</p> <p>※図面はイメージ。 <u>電線貫通部を1箇所から2箇所へ変更</u></p>  <p>水素燃焼装置(イグナイタ)電源系統構成図</p>